平成２３年（フ）第２１８号
群馬県太田市龍舞町3946番地２　ラ・ヴェルディ２－１号、開始決定時の住所長野県木曽郡上松町大字荻原1990番地
破産者　坂口　晃清
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１２１４号
愛知県あま市甚目寺乾出139番地
破産者　安井商店こと　安井　光夫
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１８６号
神戸市兵庫区明和通２丁目１番１―114号、従前の住所神戸市垂水区多聞台２丁目11番13―102号
破産者　松本　仁志
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３６９号
神戸市須磨区北落合１丁目２番19号　農住Ｂ―101号
破産者　福神　千歳
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８５号
神戸市東灘区魚崎中町１丁目９番20―307号
破産者　櫻間　義昭
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０７号
兵庫県加古川市平岡町八反田12番の19
破産者　大森　章光
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６３０号
兵庫県姫路市東延末１丁目55番地
破産者　平井　秀樹
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３３９号
広島市東区牛田東２丁目12番54―406号
破産者　八田　　實
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０２号
熊本市尾ノ上２丁目24番21号
破産者　坂田　道哉
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２０５号
熊本市麻生田４丁目７番７号
破産者　西本　孝枝
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１７号
大分県宇佐市大字出光529番地の１
破産者　岩根　雄二
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第２０号
大分県宇佐市大字長洲1539番地の２
破産者　松本　伸一
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第６４号
大分県中津市大字加来2283番地67　アジャートⅠ205号
破産者　右田　孝志
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第２０３号
北海道旭川市東光３条８丁目２番２号
破産者　内藤　　武
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１３号
青森市金沢１丁目２番16号
破産者　原子　浩史
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９９９号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1635番地13
破産者　佐藤　静子
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３０号
神奈川県厚木市妻田南１丁目17番25号　ＰＵＲＥＣＯＵＲＴ303
破産者　橋田　正之
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７３号
山梨県富士吉田市上吉田998番地の12
破産者　篠原　憲男
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第７２３号
静岡市清水区蒲原中350番地の１
破産者　磯部　清子
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７７２号
静岡県焼津市五ケ堀之内836番地　どうとく荘１号
破産者　亀山　　稔
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部